



# まずご確認ください！

この封筒に入っているもの

- ◎ 申立手順と必要書類などの説明
- ◎ 「本人情報シート」及び「診断書」をご準備ください
- ◎ 成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引
- ◎ 申立てに必要な書類の書式集

## 注 意 事 項

最初に、成年後見人用DVD【ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」成年後見（手順説明）】を家庭裁判所受付もしくは裁判所ウェブサイトで視聴し、次のことをご理解いただいた上で申し立ててください。

- 1 申立書に後見人等の候補者を記載されていても、その候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者）が後見人等に選任されることがあります。また、裁判所の判断により、後見人等のほかに監督人を選任することがあります。
- 2 後見人等に就任しても、本人の財産を自由に処分できるわけではありません。後見人等が親族であっても、本人の財産と後見人等の財産とは区別して管理する必要があります。
- 3 審判前であっても、申立ての取下げには裁判所の許可が必要となります。
- 4 審判がなされた後についても、申立人や後見人等の都合により制度の利用を中止することはできません。
- 5 裁判所の審判で定められた後見人等の報酬は、本人の財産から支払われます。
- 6 成年後見（保佐及び補助は除きます。）をご利用の方で、本人に一定額以上の財産（流動資産がおおむね1200万円以上）がある場合は、後見制度支援信託・支援預貯金を利用することが一般的です。なお、後見制度支援信託・支援預貯金の詳細につきましては、窓口備置きのパフレット等でご確認ください。
- 7 後見人等の選任、報酬及び後見制度支援信託・支援預貯金契約の締結については、不服申立て（即時抗告）の規定はありません。